

千葉県飲酒運転根絶計画 概要

1 策定の経緯及び趣旨

八街市の交通事故を受け、「飲酒運転根絶条例」が制定され、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会が設置されたが、未だ飲酒運転は後を絶たない。そのため、取組をより一層強化するための条例改正がなされた。

県民総ぐるみで計画を推進するため、条例第20条及び第21条の規定により、

- ① 飲酒運転の根絶に関する教育、知識の普及、啓発、意識の高揚等に関する事項
 - ② 飲酒運転の根絶を図るための体制に関する事項 等
- を定める。

2 現状と課題

(1) 教育・知識の普及・啓発・意識の高揚

- ① 県民に対する啓発・意識の高揚
- ② 事業者に対する啓発・意識の高揚
- ③ 飲酒運転根絶に係る教育の実施

(2) 運転者対策

- ① 運転者に対する取締り・指導等の実施

(3) 県民に対する支援

- ① アルコール健康障害対策
- ② 飲酒運転等に係る被害者支援

(4) 県民主体の取組

- ① 事業者・県民による取組

(5) 公職にある者の飲酒運転根絶

- ① 公職にある者の飲酒運転根絶

3 基本方針～飲酒運転ゼロを目指して～

県、県警、市町村、関係機関・団体は、「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意識を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動等を推進する。

4 計画期間 令和6年度～令和10年度（5か年）

目標・飲酒運転による死亡事故件数（毎年度）	0件
・飲酒運転による交通事故件数（毎年度）	着実な減少
・公職にある者の飲酒運転件数（毎年度）	0件
・飲酒運転根絶宣言事業所登録数（R10年度）	10,000件
R6：2,000件、R7：2,000件、R8：2,000件、R9：1,000件、R10：1,000件	
・飲酒運転根絶宣言店登録数（R10年度）	3,000件
R6：600件、R7：600件、R8：500件、R9：400件、R10：200件	

5 推進体制及び評価

- ・千葉県飲酒運転根絶連絡協議会は、計画の策定及び必要な調整等を行う。
- ・県等は連絡協議会を通じて情報交換・連携を図りながら取組を推進する。
- ・毎年度、千葉県飲酒運転根絶連絡協議会において評価を行い、評価結果に応じて柔軟に計画を見直す。

6 具体的な取組

(1)教育・知識の普及、啓発・意識の高揚	① 県民に対する啓発・意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくり・インターネットを活用した広報啓発・県民に対する飲酒運転に係る情報の提供・飲酒運転根絶協議会の取組の支援
	② 事業者に対する啓発・意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・飲酒運転根絶宣言制度・事業者及び飲食店事業者に対する条例に基づく通知等・酒類販売店及びコインパーキングにおけるステッカー等掲示・自動車運転代行の利用促進に向けた取組
	③ 飲酒運転根絶に係る教育の実施	<ul style="list-style-type: none">・メッセージコンクールを通じた中高生に対する飲酒運転根絶教育・社会人・大学生・中高生等への講習会の開催・飲酒運転受刑者の手記を活用した啓発事業
(2)運転者対策	① 運転者に対する取締り・指導等の実施	<ul style="list-style-type: none">・交通指導取締りの実施・運転者教育・飲酒運転をした者に対する指導等・事業者によるアルコールチェック等の取組
(3)県民に対する支援	① アルコール健康障害対策	<ul style="list-style-type: none">・アルコール健康障害の発生予防・進行防止・飲酒運転をした者等への対応
	② 飲酒運転等に係る被害者等支援	<ul style="list-style-type: none">・交通事故相談・交通遺児激励事業・犯罪被害者等支援
(4)県民主体の取組	① 事業者・県民による取組	<ul style="list-style-type: none">・事業者等における条例に基づく取組の実施・県、県警、市町村等が実施する取組への協力・通報意識の向上・県民主体の交通教育の実施
(5)公職にある者の飲酒運転の根絶	① 公職にある者の飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none">・飲酒運転根絶に係る教育の実施・飲酒運転防止措置の実施・飲酒運転根絶に係る広報啓発の実施

参考資料 千葉県飲酒運転根絶連絡協議会

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例（抄）

（千葉県飲酒運転根絶連絡協議会）

第二十条 県は、県の執行機関、関係団体その他の関係者により構成される千葉県飲酒運転根絶連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、飲酒運転根絶計画の策定並びに飲酒運転の根絶を図るための施策の実施に関し必要な協議及び調整を行うものとする。

3 （略）

千葉県飲酒運転根絶連絡協議会会則（抄）

（組織）

第三条 連絡協議会は、別表に掲げる構成団体から推薦された会員で構成する。

会則（別表）

区分	機関・団体名
会長	環境生活部生活安全・有害鳥獣担当部長
県の執行機関	環境生活部くらし安全推進課
県の執行機関	健康福祉部障害者福祉推進課
県の執行機関	教育庁教育振興部児童生徒安全課
県の執行機関	千葉県警察本部交通部交通総務課
市町村	千葉市市民局市民自治推進部地域安全課
市町村	県市長会
市町村	県町村会
関係団体	公益財団法人千葉県交通安全協会
関係団体	一般社団法人千葉県安全運転管理協会
関係団体	千葉県PTA連絡協議会
事業者団体	一般社団法人千葉県商工会議所連合会
特定事業者の団体	公益社団法人全国運転代行協会千葉県支部
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県タクシー協会
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県トラック協会
特定事業者の団体	千葉県小売酒販組合連合会
特定事業者の団体	全国共済農業協同組合連合会千葉県本部
特定事業者の団体	一般社団法人千葉県建設業協会